

**公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程第4条第9号及び
第10号に基づく授業料等減免取扱要綱**

制 定 平成17年4月1日

最近改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、「公立大学法人横浜市立の大学の授業料等に関する規程」(平成19年4月1日制定)第4条第9号及び第10号の規定に基づく授業料等の減免実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、外国人留学生給付型奨学金(授業料減免)については、別の定めによる。

(対象者及び減免可能な授業料等)

第2条 この要綱に基づき減免することができる対象者及び授業料等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学間の交流協定に基づき受け入れる交換留学生の授業料、実験実習費、入学金、科目等履修料、研究料。
- (2) 大学推薦による国費外国人留学生の授業料、実験実習費、入学検定料、入学金、科目等履修料、研究料、学位審査料、施設設備費
- (3) 大学間の相互交流協定に基づき受け入れる特別研究生の研究料。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学長が特に必要があると認めた者の授業料、実験実習費、入学検定料、入学金、科目等履修料、聴講料、研究料、学位審査料、施設設備費。

(減免額)

第3条 減免額については、次の通りとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号に規定される授業料等については、全額免除とする。
- (2) 第2条第4号に規定する授業料等の減免額については理事長が個別に決定する。

(減免の申請)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(第2条第1号、第2条第2号及び第3号にあっては様式1、第4号にあっては様式2)を提出するものとする。

(減免の決定及び通知)

第5条 学長は、減免を許可することが適当と認められる者を理事長に内申する。

2 理事長は、前項の内申を受けた者の中から予算の範囲内で減免を許可する者を決定する。

3 理事長は、減免の許可及び不許可(様式3)について申請者に通知する。

(授業料等の納入期限)

第6条 減免の決定を受けた者の授業料等の納入期限は、必要に応じて別に定める。

(減免の取消)

第7条 理事長は、授業料等の減免の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

(1)当該年度の途中において減免の理由を失ったと理事長が判断した場合

(2)虚偽の申請、その他不正の手段により許可を受けた場合

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年6月30日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。